

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年7月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

洛西地区幹線配水管布設替(その4)工事

(2) 工事場所

京都市西京区新林本通、境谷本通～竹の里本通他 地内

(3) 工事概要

ア 新設

D1NS (E) (PS)	φ400ミリメートル	L=	793.8メートル
D1NS (E) (PS)	φ300ミリメートル	L=	1,098.3メートル
D1NS (E) (PS)	φ200ミリメートル	L=	89.4メートル
D1NS (E) (PS)	φ150ミリメートル	L=	22.1メートル
D1NS (E) (PS)	φ100ミリメートル	L=	1.7メートル
D1K (E) (PS)	φ200ミリメートル	L=	26.5メートル
D1K (E) (PS)	φ150ミリメートル	L=	20.8メートル
D1K (E) (PS)	φ100ミリメートル	L=	20.5メートル
D1PN (E)	φ400ミリメートル	L=	25.1メートル
D1PN (E)	φ300ミリメートル	L=	7.0メートル
SUS304TPY	φ400ミリメートル	L=	48.2メートル

イ 仮設

D3K (CS)	φ200ミリメートル	L=	173.1メートル
SGP—VA	φ150ミリメートル	L=	106.2メートル
SGP—VA	φ100ミリメートル	L=	34.8メートル

ウ 撤去

	φ400ミリメートル	L=	384.7メートル
	φ300ミリメートル	L=	142.9メートル

φ 200ミリメートル L = 76.2メートル

φ 150ミリメートル L = 45.9メートル

(4) 工期

契約の日から平成26年3月14日まで

(5) 工事実施方法

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式

2 参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(1)、(2)ア及び(2)イにあつては、提出の日から参加資格の確認の日までの間、(2)ウにあつては競争入札参加資格確認の日。）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(2) 以下のいずれにも該当していないこと。

ア 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月1日以降に公告したものに限る。）において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

イ 京都市上下水道局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月1日以降に公告したものに限る。）で低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。

ウ 京都市上下水道局が平成24年7月1日以降に公告した同一等級対象の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）において、以下の(ア)から(ウ)に該当することにより、年間（7月1日から6月30日までとする。）における新たな入札への参加を制限されている場合。

(ア) 既に2件落札している場合。

(イ) 既に1件落札している場合で、本件入札以外の落札決定に至らない案件について、入札参加申請をしている場合。

(ウ) 1件も落札していない場合で、本件入札以外の落札決定に至らない案件について、2件以上の入札参加申請をしている場合。

なお、(イ)及び(ウ)においては、入札参加資格確認申請書の提出の日に関わらず、

入札参加資格確認の日（ただし、事後確認型一般競争入札にあつては、入札期間の初日）を入札参加申請日とみなす。

エ 上記ウ(イ)及びウ(ロ)の本件入札以外の落札決定に至らない案件と、本件入札の開札日が同日である場合には、その者の行った入札を全て無効とする。

(3) 当該工事の施工体制として、同時期に2箇所での施工実施が可能な2班の施工体制を確保できること。

(4) 共同企業体として、3に定める条件を満たしていること。

3 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格条件

ア 共同企業体は、代表構成員と構成員の2社で結成するものとする。

イ 代表者となる構成員及び代表者以外の構成員ともに、要綱第3条の規定に基づき、平成24年度の土木工事の種目のランクが「A1」であること。

ウ 代表者となる構成員は、平成14年度以降に本市が発注した工事において単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、口径350ミリメートル以上の幹線配水管の布設工事又は布設替工事を施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績を有する場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

エ 共同企業体の各構成員にあつては、建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、代表者となる構成員については、監理技術者を専任で2名配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

(2) 共同企業体における構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は、この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(3) 共同企業体における結成方法

結成方法は、自主結成とする。

(4) 共同企業体における出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大であることとする。

なお、出資比率の下限は、30パーセントとする。

(5) その他

共同企業体の入札参加の申出は、6(2)アの一般競争入札参加資格確認申請書の提出により行うものとする。

4 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員と、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

(2) 交付期間

この公告の日から平成24年8月10日(金)午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

6 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(3)、3(1)ウ及び3(1)エに掲げる条件に関する書類等

ウ 特定建設工事共同企業体協定書(甲)(原本3部)

なお、特定建設工事共同企業体協定書(甲)は原本3部を確認のうえ、2部を返却する。

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成24年8月10日(金)までの午前9時から午後5時まで

(4) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成24年8月20日（月）に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。

工事の設計書及び図面については、平成24年8月28日（火）までにビジネスサービス株式会社（京都市伏見区竹田久保町2-96 電話075-645-2212）において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）。この参加資格の確認の通知日から平成24年8月28日（火）までの期間に設計書及び図面の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができないものとする。

(5) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成24年8月22日（水）までに、5(1)の場所に提出すること。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成24年8月24日（金）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

本件参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 2及び4に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月1日以降に公告したものに限る。）において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ 京都市上下水道局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月

1日以降に公告したものに限り。)で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。

カ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

7 入札期間及び開札日時

(1) 提出期間

平成24年9月13日(木)、14日(金)及び18日(火)の午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

平成24年9月19日(水)午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、5(1)の場所で閲覧に供し、併せて用度課のホームページにおいて公表する。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額にて入札すること。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回る価格で入札を行った場合は失格とする。

9 入札の無効

(1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

(2) 平成24年7月30日に本件と同時に公告した「洛西地区幹線配水管布設替(その1)工事」及び「洛西地区幹線配水管布設替(その2)工事」のいずれかの入札において落札者となった者(共同企業体の構成員としての落札者を含む。)は、本件入札に参加する資格を有しないものとして、入札を無効とする。

10 その他

(1) この調達に、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 積算内訳書の提出

ア 入札参加者は、入札金額に対応する積算内訳書を添付し、電子入札システムに到達させること。

イ 積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載すること（入札者が端末機利用者の場合には、併せて登録印を押印すること。）。

ウ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。

エ 積算内訳書は、入札の参加条件として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札保証金 免除

(5) 契約保証金 必要

(6) 前払金 有

(7) 中間前払金又は部分払 契約時選択

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（上下水道局総務部用度課）